



医療費控除について

- ① **領収書の提出は不要**です。
- ② **明細書（集計表）の提出が必要**です。
- ③ **セルフメディケーション税制**をご存知ですか。

（通常の医療費控除）

- 医療費控除の申告において、**医療費の領収書の提出は不要**です。自宅**で5年間保存**してください。
- 代わりに、**医療費控除の明細書（集計表）の提出が必要**です。
- 健康保険組合等から**医療費通知**[※]の交付を受けている方は、これを提出することにより、この通知に記載された事項について**医療費控除の明細書の記載を省略**できます。
※「**医療費通知**」とは、「医療費のお知らせ」のうち、病院の名称や医療費の額などの標準事項が記載されたものをいいます。

（セルフメディケーション税制）

- 特定の医薬品を購入した場合の医療費控除の特例（**セルフメディケーション税制**）が創設されています。
- **セルフメディケーション税制**の対象となる医薬品には、次の**共通識別マーク**が表示されていますのでご確認ください。

